

令和2年10月26日

第103回 神戸市個人情報保護審議会

類型化事項について

(企画調整局)

神企情第2635号  
令和2年10月13日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西 村 裕 三 様

神戸市長 久 元 嘉 造



諮詢

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項第2号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求める。

記

1. 情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築について
2. 本市で利用実績のあるソリューション・製品・サービスを用いた情報システムの構築について

(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：企画調整局情報化戦略部

**新たに個人情報を電子計算機処理することについて  
(第 11 条第 1 項)**

	類 型	理 由
1	<p>(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)</p> <p>本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることが確実な場合</p> <p>ただし、個人の権利利益を不当に侵害するおそれではなく、かつ事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められる場合に限る</p> <p>この場合、本市の情報セキュリティ責任者による情報セキュリティポリシーに適合している旨の副申を添えて、審議会へ速やかに報告するものとする</p>	<p>神戸市情報セキュリティポリシー（神戸市情報セキュリティ基本方針及び神戸市情報セキュリティ対策基準）には、本市の保有する情報資産に対する脅威から情報資産を保護するための、物理的・人的・技術的セキュリティ対策の具体的な遵守事項及び判断基準を定めており、新たに構築しようとする情報システムが、情報セキュリティポリシーに適合していることが確実な場合は、個人情報に係る情報資産についてシステム上の保護及び運用上の保護が適正に図られており、セキュリティレベルが確保されていると認められるため</p>

個人の特質を規定する身体に関する情報を電子計算機処理することについて  
(第11条第2項第2号)

類型	電子計算機処理する個人情報	理由
<p>(情報セキュリティポリシーに適合した情報システムの構築)</p> <p>本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることが確実な場合</p> <p>ただし、個人の権利利益を不当に侵害するおそれではなく、かつ事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められる場合に限る</p> <p>この場合、本市の情報セキュリティ責任者による情報セキュリティポリシーに適合している旨の副申を添えて、審議会へ速やかに報告するものとする</p>	<p>・個人の特質を規定する身体に関する情報</p>	<p>神戸市情報セキュリティポリシー（神戸市情報セキュリティ基本方針及び神戸市情報セキュリティ対策基準）には、本市の保有する情報資産に対する脅威から情報資産を保護するための、物理的・人的・技術的セキュリティ対策の具体的な遵守事項及び判断基準を定めており、新たに構築しようとする情報システムが、情報セキュリティポリシーに適合していることが確実な場合は、個人情報に係る情報資産についてシステム上の保護及び運用上の保護が適正に図られており、セキュリティレベルが確保されていると認められるため</p>

**新たに個人情報を電子計算機処理することについて  
(第11条第1項)**

	類型	理由
2	<p><b>(本市で利用実績のあるソリューション・製品・サービスを用いた情報システムの構築)</b></p> <p>既に審議会の意見を聴いて導入している情報システムにおいて利用しているソリューション・製品・サービスを主たる構成要素として同一又は類似のシステムを構築しようとする場合</p> <p>ただし、個人の権利利益を不当に侵害するおそれではなく、かつ事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められる場合に限る</p>	<p>審議会の意見を聴いて導入している情報システムでは、既にシステム構成やセキュリティ機能等を確認し、個人情報に係る情報資産についてセキュリティレベルが確保されていると認められる</p> <p>したがって、同じソリューション・製品・サービスを主たる構成要素として同一又は類似のシステムを構築するものについても、同様にセキュリティレベルが確保されていると認められるため</p>

※ 既に審議会の意見を聴いて導入している情報システムに使用されたソリューションパッケージとしては、以下のものをいう。

- ① GIS（地理情報システム）（神戸市）
- ② 電子申請共同運営システム（兵庫県）
- ③ マイナポータル・ぴったりサービス（国）
- ④ 業務アプリ構築クラウドサービス「キントーン」
- ⑤ スマート申請システム「Grafferスマート申請」
- ⑥ 映像通報システム「LIVE119」

個人の特質を規定する身体に関する情報を電子計算機処理することについて  
(第11条第2項第2号)

類型	電子計算機処理する個人情報	理由
<p>(本市で利用実績のあるソリューション・製品・サービスを用いた情報システムの構築)</p> <p>既に審議会の意見を聴いて導入している情報システムにおいて利用しているソリューション・製品・サービスを主たる構成要素として同一又は類似のシステムを構築しようとする場合</p> <p>ただし、個人の権利利益を不当に侵害するおそれではなく、かつ事務の目的を達成するために必要不可欠であると認められる場合に限る</p>	・個人の特質を規定する身体に関する情報	<p>審議会の意見を聴いて導入している情報システムでは、既にシステム構成やセキュリティ機能等を確認し、個人情報に係る情報資産についてセキュリティレベルが確保されていると認められる</p> <p>したがって、同じソリューション・製品・サービスを主たる構成要素として同一又は類似のシステムを構築するものについても、同様にセキュリティレベルが確保されていると認められるため</p>

※ 既に審議会の意見を聴いて導入している情報システムに使用されたソリューションパッケージとしては、以下のものをいう。

- ① GIS（地理情報システム）（神戸市）
- ② 電子申請共同運営システム（兵庫県）
- ③ マイナポータル・ぴったりサービス（国）
- ④ 業務アプリ構築クラウドサービス「キントーン」
- ⑤ スマート申請システム「Grafferスマート申請」
- ⑥ 映像通報システム「LIVE119」

## 電子計算機処理の制限（条例第11条）に係る類型化について

近年のICT化の急速な進展に伴い、事務処理に利便性の高いパッケージソフトの製品化やクラウドサービスの提供、行政手続のオンライン化など、環境の変化がめざましい。そのようななかで、個人情報保護審議会における個人情報保護条例第11条の規定に基づく実施機関からの諮問件数も増加の一途を辿っている。

本市における個人情報保護制度は、昭和61年に「神戸市電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例」を制定し、本市の電子計算機により処理される個人情報について、その保護を図ってきた。その後、平成9年に紙媒体も対象とする「神戸市個人情報保護条例」を制定し、現在に至っている。

上記条例の制定当時は、まだ紙媒体での書類管理や職員の手作業による事務処理が多く残っており、大量の個人情報を取り扱う事務について、順次基幹系の情報処理システムを構築して情報処理を行ってきた。最近では、市民のインターネットの利用が一般化して行政手続に対応したクラウドサービス等の選択肢も増え、安全性が確保されて国や他自治体で採用事例のあるクラウドサービス等が容易に調達できるようになり、これまで情報処理システムを利用していくなかった行政分野にまでシステム化やICTの活用が広まってきた。

本市においても、所管課が新たな事務を行おうとするときは、業務スキームを迅速に構築し、安全かつ正確に処理するため、ICTを活用することが通常となっている。

その状況の変化は、神戸市個人保護条例第11条に規定されている個人情報保護審議会への諮問件数の増加として顕著に表れている。また、一度採用したソリューションを他業務で利用することも多く、システム構成が同一又は類似の事案も多く見受けられる。

このような状況を踏まえて、下記のとおり、新たに条例11条に規定されている電子計算機処理の制限に関する2つの類型を追加し、システム面における個人情報のセキュリティを十分に確保しながら、諮問手続の効率化を図りたい。

### 記

#### 【類型1】

条例第11条第1項及び第2項第2号に基づく実施機関からの諮問は、本市の情報セキュリティポリシーに適合し、物理的・人的・技術的対策が適正に講じられていることが確実なものについては、審議会への諮問を不要とし、報告事項とする。

但し、同条第2項第2号に基づく場合は、福祉・健康・医療分野の個人情

報を処理する場合を想定し、個人の特質を規定する身体に関する情報に限り報告事項とし、その他の機微情報は審議会への諮問を要する。

なお、本類型による審議会への報告にあたっては、本市の情報セキュリティ責任者による情報セキュリティポリシーに適合している旨の副申を必要とする。

## 【類型2】

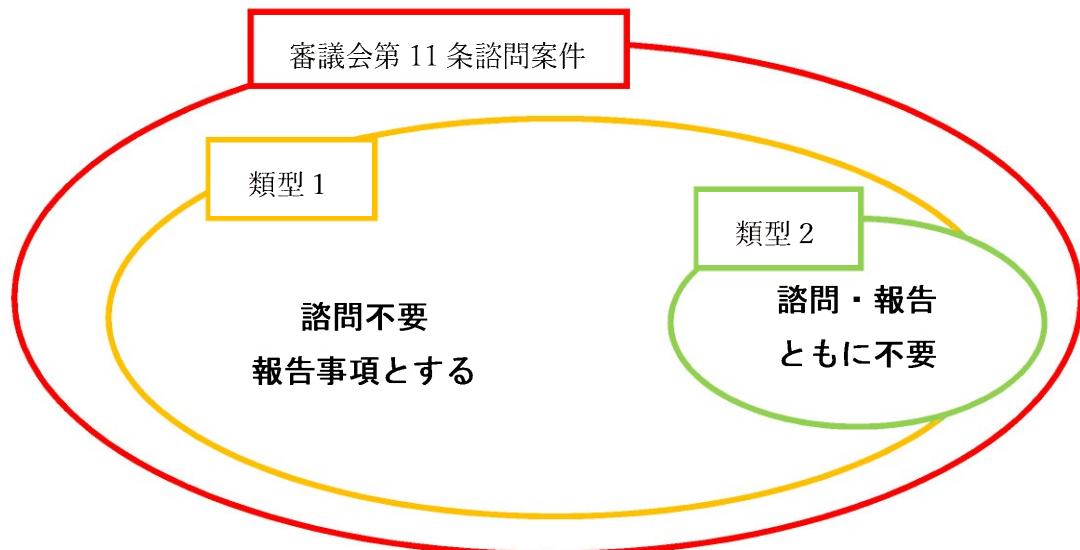
すでに審議会の答申を受けた事例におけるソリューション・製品・サービスを主たる構成要素として同一又は類似のシステムを構築する場合は、諮問不要とする。

但し、類型の適用を受けるソリューションパッケージを追加しようとする場合は、審議会の意見を聴くものとする。

### ※ 過去の答申を受けたソリューション

- ① GIS（地理情報システム）（神戸市）
- ② 電子申請共同運営システム（兵庫県）
- ③ マイナポータル・ぴったりサービス（国）
- ④ 業務アプリ構築クラウドサービス「キントーン」
- ⑤ スマート申請システム「Grafferスマート申請」
- ⑥ 映像通報システム「LIVE119」

## 参考：電子計算機処理の類型化について



類型1：情報セキュリティポリシーに適合

⇒ 情報セキュリティポリシー責任者の副申で証明

類型2：審議会答申で妥当とされた情報システムに利用しているソリューション・製品・サービスを主たる構成要素として同一又は類似のシステムを構築

⇒ 類型の適用を受けるソリューションパッケージ

- ①GIS（地理情報システム）（神戸市）
- ②電子申請共同運営システム（兵庫県）
- ③マイナポータル・ぴったりサービス（国）
- ④業務アプリ構築クラウドサービス「キントーン」
- ⑤スマート申請システム「Graffer スマート申請」
- ⑥映像通報システム「LIVE119」

※ 類型の適用を受けるソリューションパッケージを追加しようとする場合は、審議会の意見を聴くものとする。